

熊本市青年等就農計画認定制度実施要領

制定 平成 26 年 10 月 1 日 市長 決 裁
改正 令和 2 年 7 月 1 日 農業支援課長決裁
改正 令和 6 年 1 月 16 日 農水局長決裁
改正 令和 7 年 8 月 12 日 農業支援課長決裁

第1 趣旨

この要領は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号)及び本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)に定めるもののほか、青年等就農計画(以下「就農計画」という。)の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 就農計画の認定対象者

就農計画の認定対象者は、次のとおりとする。

- 1 熊本市において、新たに農業経営を営もうとする青年等又は経営開始後5年以内の青年等で、就農計画を作成して認定を受けることを希望する者であること。
- 2 農業経営開始時の年齢が次のいずれかに該当する者であること。なお、法人にあつては、登記日等における役員の年齢で判断する。
 - (1) 18 歳以上 45 歳未満の者であること。
 - (2) 45 歳以上 65 歳未満の者であり、次のア～オのいずれかの知識及び技能を有する者であること。
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者であること。
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者であること。
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者であること。
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者であること。
 - オ ア～エに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
- 3 主たる従事者1人あたりの年間農業所得の目標が 250 万円以上であること。
- 4 主たる従事者1人あたりの年間農業従事時間が 2,000 時間程度であること。
- 5 法人にあつては、2の(1)又は(2)に該当する者が役員の過半数を占めていること。
- 6 夫婦等の共同申請においては、次にあげる事項の全てを確認できること。
 - (1) 共同申請者全てが同一世帯に属している又は属していた者であること。
 - (2) 家族経営協定書が締結されており、その取決めが遵守されている又は遵守されると見込まれること。
 - (3) 経営の基本的な事項を共同申請者全ての合意で決定すること。
 - (4) その利益が共同申請者全てに帰属することが明確化されていること。

第3 就農計画の作成及び提出

- 1 就農計画の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、就農計画認定申請書(様式第1-1号。以下「申請書」という。)を作成する。

- 2 申請書の作成にあたって、県、市及び、農業協同組合等の関係機関団体は、必要な助言・指導を積極的に行うものとする。
- 3 申請者は、申請書及び関係書類一式を市長に提出する。

第4 就農計画の認定

- 1 市長は、本要領第6に定める認定基準の内容について、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次依命通知)別記1及び別記2に定めるサポート体制(以下「サポート体制」という。)から意見を聴取し、就農計画として適当と認める場合は、青年等就農計画認定書(様式第2-1号)を交付する。認定申請を却下する場合は、理由を付して申請者に通知する。(様式第3号)
- 2 就農計画の有効期間は、就農計画の認定をした日から起算して5年、既に農業経営を開始した青年等にあつては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。
- 3 就農計画の審査は、原則として毎月実施し、認定の可否や申請内容は、サポート体制で共有する。

第5 就農計画の変更及び認定

- 1 認定新規就農者が、認定された就農計画を変更する場合は、青年等就農計画認定申請書(変更)(様式第1-2号)を市長に提出する。
- 2 市長は、本要領第6に定める認定基準の内容に基づきサポート体制から意見を聴取し、変更申請が適当と認める場合は、青年等就農計画認定書(変更)(様式第2-2号)を交付する。変更申請を却下する場合は、理由を付して申請者に通知する。(様式第3号)
- 3 就農計画を変更した場合の有効期間は、第4の3で示した期間と同じ期間とし、認定日を変更認定日に読み替えるものとする。
- 4 就農計画の変更の審査は、第4の4の審査に準じて実施する。
- 5 市長の変更認定を必要とする就農計画の事項は、次のとおりとする。
 - (1)営農部門の変更
 - (2)就農地の変更
 - (3)所得目標や年間農業従事時間等の2割以上の増減を伴う変更

第6 就農計画の認定基準

- 1 農業経営に意欲をもって取り組み、就農計画に基づき計画的に農業経営を進めることが見込まれること。
- 2 就農計画が基本構想に照らし適切なものであること。また、就農計画の所得目標や労働時間が基本構想で定めた農業経営の目標水準に照らして適切であること。
- 3 申請者の栽培技術、経営能力、農業労働力、農地取得・事業・資金計画等が適切なものであり、総合的に見て実現性が高いと見込まれること。

第7 農業経営の開始報告

- 1 認定後に農業経営を開始する青年等にあつては、農業経営開始後直ちに農業経営開始届出書(様式第4号)を作成し、市長に提出するものとする。
- 2 農業経営の開始日は、経営を開始する目的で次のいずれかに該当した最初の日とする。
 - (1)農地の所有権又は利用権を農地法(昭和27年法律第229号)又は農業経営基盤強化法の規定に従い取得した最初の日
 - (2)主要な農業用機械・施設を取得した又は借り入れた最初の日
 - (3)生産物・資材の取引を申請者名義で行った最初の日
 - (4)その他の農業経営を開始したと確認できる手続・取引等を行った最初の日

3 前項の規定以外に考慮すべき条件がある場合は、その条件を考慮し農業経営の開始日を決定する。

第8 就農計画の辞退

- 1 認定新規就農者は、認定を辞退しようとする場合は、青年等就農計画認定辞退書(様式第5-1号)を提出しなければならない。
- 2 市長は、青年等就農計画認定辞退書を受理した場合は、青年等就農計画認定辞退受理通知書(様式第5-2号)にて当該認定新規就農者に通知するものとする。

第9 就農計画の認定の取消し

- 1 次に掲げるいずれかに該当した場合は、就農計画の認定を取り消す。
 - (1) 認定新規就農者が、認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
 - (2) 認定新規就農者が、就農計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合を除く。
 - (3) 法人にあつては、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を下回ったとき。
- 2 市長は、1に該当した場合は、青年等就農計画認定取消通知書(様式第5-3号)を当該認定新規就農者に通知するものとする。

第10 就農計画の支援

サポート体制は、就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう、毎年当該認定新規就農者の就農計画の達成状況や経営課題等の状況について面談又はその他の方法で確認し、指導・助言を実施する。

また、必要に応じて、達成状況や経営課題等の状況について書類の提出を求めることができる。ただし、新規就農者育成総合対策等で就農状況報告を提出している場合はその限りではない。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則 (令和2年7月1日決裁)この要領は、決裁の日から施行し、改正後の熊本市青年等就農計画認定制度実施要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附則(令和6年1月16日決裁)この要領は、決裁の日から施行する。

(様式第1-1号)

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所：
 氏 名：
 生年月日： 年 月 日生 (歳)
 <法人設立年月日 年 月 日設立>
 電話番号：

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 14 条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地		農業経営開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 (<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部) 継承する経営での従事期間 年 か月				
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)					
将来の農業経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状		目標(年)	
	年間農業所得	千円		千円	
	年間労働時間	時間		時間	
農業経営の規模に関する目標	現状		目標(年)		
	作目・部門名	作付面積・飼養頭数(a・頭羽)	生産量(kg・本)	作付面積・飼養頭数(a・頭羽)	生産量(kg・本)
	経営面積合計				

区分	地目	所在地 (市町村名・地区名)	現状		目標(年)	
			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
所有地			a		a	
借入地			a		a	
特定作業受託	作目	作業	現状		目標(年)	
			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
			a		a	
作業受託	作目	作業	現状		目標(年)	
	単純計					
	換算後					
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標(年)	
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数				
		現状			目標(年)	
経営管理に関する目標						
農業従事の態様等に関する目標						

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等	
			年 月	千円		
			年 月	千円		
			年 月	千円		
			年 月	千円		
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職) (代表者)	現状 担当業務	見通し 年間農業従事日数(日)	
雇用者	常時雇(年間)	実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇(年間)	実人数	現状	人	見通し	人
		延べ人数	現状	人	見通し	人

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ~ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注: 法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

参考 技術・知識の習得状況	研修先等の名称		所在地	専攻・営農部門	
	研修等期間		年 月 ~ 年 月		
	研修内容等				
	活用した補助金等				

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考	

添付書類

別紙1：作付体系表

別紙2：青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

別紙3：資金繰り計画表

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

 - (ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ)「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業(水稻にあつては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。)を受託する農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
 - エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載す

るとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

- 6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
- 7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
 - ア 「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
 - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。
- 10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 11 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
 - ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。
 - イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。
 - ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記（備考の3のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

1 単一経営

（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

2 複合経営

（農産物販売金額1位の部門が水稻であつて、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）

水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。

（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類）

(様式第1-2号)

青年等就農計画認定申請書(変更)

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所：
 氏 名：
 生年月日： 年 月 日生 (歳)
 <法人設立年月日 年 月 日設立>
 電話番号：

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 14 条の5第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地		農業経営開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 (<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部) 継承する経営での従事期間 年 か月				
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)					
将来の農業経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状	目標(年)		
	年間農業所得	千円	千円		
	年間労働時間	時間	時間		
農業経営の規模に関する目標	作目・部門名	現状		目標(年)	
		作付面積・飼養頭数(a・頭羽)	生産量(kg・本)	作付面積・飼養頭数(a・頭羽)	生産量(kg・本)
	経営面積合計				

	区分	地目	所在地 (市町村名・地区名)	現状		目標(年)		
		所有地			a		a	
	借入地			a		a		
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標(年)		
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	
				a		a		
作業受託	作目		作業	現状		目標(年)		
	単純計							
	換算後							
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容		現状		目標(年)		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数						
		現状			目標(年)			
経営管理に関する目標								
農業従事の態様等に関する目標								

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等		
			年 月	千円			
			年 月	千円			
			年 月	千円			
			年 月	千円			
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあっては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっては役職) (代表者)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数(日)	担当業務	年間農業従事日数(日)
雇用者	常時雇(年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇(年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項

経歴	
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ~ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注: 法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

参考 技術・知識の習得状況	研修先等の名称		所在地	専攻・営農部門	
	研修等期間		年 月 ~ 年 月		
	研修内容等				
	活用した補助金等				

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考	

添付書類

別紙1：作付体系表

別紙2：青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

別紙3：資金繰り計画表

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

 - (ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ)「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業(水稻にあつては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。)を受託する農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
 - エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載す

るとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

- 6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
- 7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
 - ア 「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
 - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。
- 10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 11 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
 - ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。
 - イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。
 - ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記（備考の3のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

1 単一経営

（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

2 複合経営

（農産物販売金額1位の部門が水稻であつて、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）

水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。

（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

※新規認定版

様式第2-1号

年 月 日

青年等就農計画認定書

様

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、
農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 14 条の4第1項の
規定により、適当であると認定します。

熊本市長

認 定 番 号: 一 一 号

認 定 日: 年 月 日

認定の有効期限: 年 月 日まで

※変更認定版

様式第2-2号

年 月 日

青年等就農計画認定書(変更)

申請者 様

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の5第1項の規定
により、適当であると認定します。

熊本市長

認 定 番 号: 一 一 号

認 定 日: 年 月 日

認定の有効期限: 年 月 日まで

様

審査結果通知書

熊本市長

あなたから 年 月 日に認定申請のありました青年等就農計画について、熊本市青年等就農計画認定制度実施要領第4条第2項の規定により、通知します。

審査結果 却下

理由 計画が、熊本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし適切でない。

計画が、達成される見込みが確実でない。

その他理由

[]

農業経営開始届出書

熊本市長（宛）

住所
氏名

下記のとおり農業経営を開始したので、届出します。

記

1 農業経営開始日 年 月 日

2 青年等就農計画認定書の記載内容

(1) 認 定 番 号: ー ー 号

(2) 認 定 日: 年 月 日

(3) 認定の有効期限: 年 月 日まで

3 農業経営を開始した時期を証明する書類
(添付書類名)

青年等就農計画認定辞退書

熊本市長（宛）

住所
氏名

下記のとおり青年等就農計画認定を辞退します。

記

1 辞退の理由

2 青年等就農計画認定書の記載内容

(1) 認 定 番 号: — — 号

(2) 認 定 日: 年 月 日

(3) 認定の有効期限: 年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

青年等就農計画認定辞退受理通知書

熊本市長

年 月 日付け、認定番号 で認定した青年等就農計画について、
辞退書を受理しましたので通知します。

記

- 1 認定新規就農者名:
- 2 認 定 番 号: ー ー 号
- 3 認 定 日: 年 月 日
- 4 認 定 取 消 日: 年 月 日

第 号
年 月 日

様

青年等就農計画認定取消通知書

熊本市長

年 月 日付け、認定番号 で認定した青年等就農計画について、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 14 条の5第2項に基づき認定を取り消します。

記

- 1 認定新規就農者名:
- 2 認 定 番 号: ー ー 号
- 3 認 定 日: 年 月 日
- 4 認 定 取 消 日: 年 月 日

別紙1

作付体系表 (青年等就農計画認定申請書用)

月 作目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	農業所得等(千円、時間)		
														現状	目標
作目() 現状 (1年目) a 目標 (5年目) a													粗収入①		
													支出②		
													所得①-②		
													労働時間		
作目() 現状 (1年目) a 目標 (5年目) a													粗収入①		
													支出②		
													所得①-②		
													労働時間		
作目() 現状 (1年目) a 目標 (5年目) a													粗収入①		
													支出②		
													所得①-②		
													労働時間		
作目() 現状 (1年目) a 目標 (5年目) a													粗収入①		
													支出②		
													所得①-②		
													労働時間		
計													粗収入①		
													支出②		
													所得①-②		
													労働時間		

例) ○-----○ 播種 △-----△ 定植
 ×-----× 収穫 ------ 作付期間

別紙2

□農業経営改善計画 □青年等就農計画
の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に記名をお願いします。

熊本市は農業経営改善計画又は青年等就農計画(以下「経営改善計画等」という。)作成・認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理し、認定業務及び計画達成に向けた支援措置のために利用します。

また、熊本市は本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、統計調査、農業施策農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任、農業経営の法人化・基盤強化支援、その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最低限度内で情報を利用し、関係機関へも情報を提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	① 申請者又は認定(新規)就農者の氏名情報(法人にあつては名称及び代表者名)及び年齢、住所、連絡先等 ② 経営改善計画等の内容及び認定に関する内容 ③ 経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容等
情報を提供する関係機関	国、熊本県、熊本市、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、熊本市農業委員会、熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県農業協同組合中央会、熊本市農業協同組合・熊本宇城農業協同組合・熊本農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、公益財団法人熊本県農業公社農地中間管理機構、熊本県農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、熊本県農業会議、熊本県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

住所

氏名

別紙3 資金繰り計画表

氏名：

(単位：千円)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
西 暦											
和 暦											
現金・預貯金繰越残高(A)											
収入	調達資金	作物名	作付面積(a)								
			10a当たり収量(kg/10a)								
			平均単価(円/kg)								
			粗収入(千円)								
		作物名	作付面積(a)								
			10a当たり収量(kg/10a)								
			平均単価(円/kg)								
			粗収入(千円)								
		作物名	作付面積(a)								
			10a当たり収量(kg/10a)								
			平均単価(円/kg)								
			粗収入(千円)								
			作業受託収入								
	農業収入合計(①)										
	雑収入(※経営開始資金or次世代投資資金含む)										
	農外収入										
	専従者給与繰入										
	収入合計(B)(※経営開始資金or次世代投資資金含む)										
支出	運用資金	経営支出	租税公課負担								
			種苗費								
			肥料費								
			農具費								
			農薬費								
			諸材料費								
			修繕費								
			光熱水道費								
			作業衣料費								
			農業共済掛け金								
			荷造り運賃手数料								
			雇用労賃								
			利子割引料								
			小作料								
			土地改良費								
			一般管理費								
			雑費								
減価償却費(※1)											
農業支出合計(②)											
	施設機械更新投資										
	経営支出合計(C)										
	家計費(D)										
	支出合計(E)=(C)+(D)-(※1)										
	農業所得(①)-(②)										
	専従者給与(F)										
	所得税・県税・市町村民税(G) 20%										
借入返済	借入資金	長期借入金(借入額)									
		短期借入金(借入額)									
		借入合計(H)									
		長期借入金返済元金のみ合計額									
		短期借入金返済元金のみ合計額									
	返済合計(I)										
	次年現金預金有高(J)=(A)+(B)-(E)-(F)-(G)+(H)-(I)										

※資金繰り計画表においては、必要に応じて行や項目の追加を自由に行えるものとする。